

平成27年度沖縄振興予算 3,340億円

(復興特会(15億円)を含む)

※平成26年度予算 3,501億円

※対前年度比 △162億円、△4.6%

※()内は前年度予算

沖縄振興一括交付金

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。

1,618億円 (1,759億円)

沖縄振興特別推進交付金(ソフト)
806億円(826億円)

沖縄振興公共投資交付金(ハード)
811億円(932億円)

那覇空港滑走路増設事業

那覇空港滑走路増設事業は、東アジアの中心に位置する沖縄の優位性・潜在力を生かすために必要不可欠なインフラづくりであり、「強く自立した沖縄」の実現に向けた起爆剤の役割を担う。

330億円 (330億円)

※平成26年1月着工、平成31年末までに工事完了

沖縄科学技術大学院大学

世界最高水準の教育・研究を行い、イノベーションの国際的拠点となるため、新規教員の採用や新たな研究棟の設計などOISTの規模拡充に向けた取組を支援するとともに、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成を推進。

167億円 (198億円)

その他の主な事項

公共事業関係費等：小禄道路、那覇港・石垣港における旅客船ターミナル、那覇空港など産業・観光の発展を支える道路や港湾、空港、農林水産業振興のために必要な生産基盤などの社会資本の整備、学校施設の耐震化や災害に強い県土づくりなどを実施するため、国直轄事業及び地方公共団体等への補助事業に係る公共事業関係費等を計上。

1,424億円 ※那覇空港滑走路増設事業、復興特会を含む (1,423億円)

北部振興事業：県土の均衡ある発展を図るため、北部地域の連携促進と自立的発展の条件整備として、産業振興や定住条件の整備等を行う北部振興事業を実施。

51億円 (51億円)

鉄軌道等導入課題詳細調査：鉄軌道等に関し、これまでの調査で抽出された課題を踏まえ、観光需要や県民需要を精査するとともに、まちづくりや制度面などに関して、沖縄県と連携しつつ、詳細に調査を行う。

2.0億円 (2.0億円)

駐留軍用地跡地利用の推進：平成26年度末に返還予定の西普天間住宅地区における国際医療拠点形成に向けた取組を始めとする駐留軍用地の跡地利用の推進を図る。

3.6億円 (0.8億円)

国際会議の開催：沖縄において国際会議を開催するための経費。

3.5億円 (新規)

平成27年度内閣府沖縄担当部局予算

(単位：百万円、%)

事 項	平成27年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対 前 年 度 比	
			増△減額	比 率
1 沖縄振興交付金事業推進費	161,759	175,881	△ 14,122	92.0
(1) 沖縄振興特別推進交付金	80,635	82,635	△ 2,000	97.6
(2) 沖縄振興公共投資交付金	81,124	93,245	△ 12,122	87.0
2 公共事業関係費等	142,411	142,326	85	100.1
(4)	(1,485)	(942)		
(1) 公共事業関係費	132,896	132,839	57	100.0
(2) 沖縄教育振興事業費	9,516	9,487	29	100.3
3 駐留軍用地跡地利用推進経費	360	77	283	465.3
4 沖縄北部連携促進特別振興事業費	2,572	2,572	0	100.0
5 戦後処理経費	2,883	2,693	191	107.1
(1) 不発弾等対策経費	2,644	2,545	98	103.9
(2) 対馬丸遭難学童遺族給付経費	3	6	△ 3	54.3
(3) 対馬丸平和祈念事業経費	15	15	0	100.3
(4) 位置境界明確化経費	9	10	△ 2	83.5
(5) 沖縄戦関係資料閲覧室事業経費	14	14	0	101.2
(6) 所有者不明土地問題の解決に向けた実態調査	198	101	96	195.1
6 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	16,726	19,804	△ 3,078	84.5
(1) 沖縄科学技術大学院大学学園運営費	15,662	18,689	△ 3,027	83.8
(2) 沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費	1,064	1,115	△ 51	95.4
7 沖縄振興開発金融公庫補給金	1,044	1,009	35	103.5
8 鉄軌道等導入課題詳細調査	196	196	0	100.0
9 沖縄振興推進調査費	62	62	0	100.0
10 沖縄における国際会議の開催に要する経費	354	0	354	皆増
11 その他の経費	5,601	5,507	94	101.7
合 計	(1,485) 333,970	(942) 350,127	△ 16,158	95.4

※四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。
 ※上段()の数字は復興特会分であり、内数である。

(別紙)

公 共 投 資

(単位：百万円、%)

事 項	平成27年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	対前年度比	
			増△減額	比 率
○ 公共事業関係費	(4) 132,896	132,839	57	100.0
1 治山治水	4,661	4,988	△ 327	93.4
治山治水	4,362	4,689	△ 327	93.0
治山	288	288	0	100.0
海岸	11	11	0	100.0
2 道 路	30,826	30,758	68	100.2
3 港湾空港	46,764	45,970	794	101.7
港 湾	11,327	12,512	△ 1,185	90.5
空 港	35,437	33,458	1,979	105.9
4 住宅都市環境	(4)			
都 市 環 境	5,513	5,771	△ 258	95.5
5 水道廃棄物処理等	7,050	7,413	△ 363	95.1
水 道	2,547	2,530	17	100.7
廃 棄 物	1,166	1,595	△ 429	73.1
都 市 公 園	3,337	3,288	49	101.5
6 農林水産基盤	16,705	16,124	581	103.6
農 業 農 村 整 備	12,578	11,987	591	104.9
森 林 整 備	275	270	5	101.9
水 産 基 盤 整 備	3,852	3,867	△ 15	99.6
7 社会資本総合整備	18,805	19,243	△ 438	97.7
8 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,572	2,572	0	100.0
	(1,481)	(942)		
○ 施設費	10,580	10,602	△ 22	99.8
	(1,481)	(942)		
1 公立文教施設	9,516	9,487	29	100.3
2 大学院大学施設	1,064	1,115	△ 51	95.4
○ 沖縄振興公共投資交付金	81,124	93,245	△ 12,122	87.0
公 共 投 資 計	(1,485) 224,599	(942) 236,687	△ 12,088	94.9

平成 27 年度沖縄振興関連税制改正について

平成 27 年 1 月 14 日

内閣府沖縄担当部局

1. 駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置〔拡充〕

(1) 概要

沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。

(2) 要望内容

○譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長

(駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで)

○土地の面積要件の緩和

(200 ㎡以上(市町村条例等により 100 ㎡以上までの範囲で引下げ可)

⇒100 ㎡未満についても適用対象とし得るよう緩和)

(3) 税制改正大綱 (抄)

【国税】 所得税・法人税 【地方税】 個人住民税・法人住民税・事業税

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正を前提に、同法の買取協議について次の改正が行われた後も引き続き、同法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の 5,000 万円特別控除を適用する。

- ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地（仮称）を買取協議の対象に加える。
- ② 買取協議の対象となる土地の面積要件を市町村条例により下限なく引下げ可とする。

2. 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置〔延長〕

(1) 概要

沖縄県内に移出等される揮発油について、県民生活及び産業経済の安定を図るため、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を延長する。

(2) 要望内容

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置(7,000円/kℓ)を5年間延長する。

(3) 税制改正大綱(抄)

【国税】揮発油税・地方揮発油税

沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を5年延長する。

3. 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税〔延長〕

(1) 概要

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、税制上の特例措置を延長する。

(2) 要望内容

沖縄において発電の用に供する石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を5年間延長する。

(3) 税制改正大綱(抄)

【国税】石油石炭税

沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限を5年延長する。

4. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置〔延長〕

(1) 概要

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に

依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、税制上の特例措置を延長する。

(2) 要望内容

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に対して課される固定資産税の課税標準を通常の 2/3 とする措置の適用期限を5年間延長する。

(3) 税制改正大綱（抄）

【地方税】 固定資産税

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。